

区域外就学審査基準

平成15年10月1日
三戸町教育委員会

学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の申請に対する審査は、次の3条件を満たし、かつ下表に該当する場合はこれを承諾する。

《条件》

- 1 保護者が区域外就学後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任をもつことを承諾すること。
- 2 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
- 3 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

区分	内容	許可期間	添付書類
1. 町外へ転出した場合	現籍校に引き続き就学する。	学年末までの期間。 (ただし、小学校5・6年生及び 中学校2・3年生については、 卒業まで延長可能。)	なし
2. 三戸町外に居住し、 今後6ヵ月以内に通 学区域内に住居を 定めることが確実な 場合	当該通学区域の学校に就学する。	通学区域内に転入するまでの 期間。 (原則6ヵ月以内。)	・建築確認書 ・売買契約書 ・工事契約書 ・譲渡決定通知書 ・賃借契約書 等
3. 病気治療又は心身 上の理由がある等、 教育上の配慮を要 する場合	就学可能な学校へ就学する。 (当町特殊学級設置校への就学 等)	診断書又は学校長の所見に基 づく期間。	・医師の診断書 ・学校長の意見書 等
4. 共働き家庭・ひとり親 家庭・自営業等の場 合	下校後の児童の預り先または店舗 等の所在地の通学区域の学校に 就学する。	項目にある状況が継続する間。 (年度毎に更新。)	・在勤証明書 ・預り先の承諾書 ・店舗の所在地を 確認できる書類 等
5. 区域外就学許可を 受けている兄弟姉妹 がいる場合	当該兄弟姉妹と同じ学校へ就学す る。	当該兄弟姉妹が就学している 期間。 (ただし、兄弟姉妹の卒業時点 で小学校5・6年生及び中学校 2・3年生の場合は、卒業まで延	なし
6. その他教育委員会 が認める場合	児童生徒の適切な保護監督、地理 的条件、教育的配慮を要する等、 総合的に勘案して決定する。 (いじめ、不登校等。)	その都度定める。	教育委員会が指示 するもの